

「建国記念の日」に関する声明

日本歴史学協会は、一九五二（昭和二七）年一月二五日、「紀元節復活に関する意見」を採択して以来、「紀元節」を復活しようとする動きに対し、一貫して反対の意思を表明してきた。それは、私たちが超国家主義と軍国主義に反対するからであり、「紀元節」がこれらの鼓舞・浸透に多大な役割を果たした戦前・戦中の歴史的体験を風化させてはならないと信じるからである。しかるに、政府は、一九六六（昭和四一）年、「国民の祝日に関する法律」を改定して「建国記念の日」を制定し、政令によって戦前の「紀元節」と同じ二月一日を「建国記念の日」に決定して今日に至っている。

私たちは、政府のこのような動きが、科学的で自由な歴史研究と、それを踏まえるべき歴史教育を困難にすることを憂慮し、これまで重ねて私たちの立場を表明してきた。

今日、二〇一二年に政権に復帰した安倍首相のもと、「戦前」回帰の動きは益々顕著となっている。特に、昨年三月三一日、政府が、学校教育の場において教育勅語を教材として用いることについて、「憲法や教育基本法等に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることはない」との答弁書を閣議決定したことは、看過し難い。如何に道徳的徳目が並んでいようとも、教育勅語の本質は、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」とあるように、「国体」の護持のためには、国民に死すら強要しようとするものであることは明白である。言うまでもなく、教育勅語は、一九四八年六月に、衆議院において「教育勅語等排除に関する決議」が、参議院において「教育勅語等の失効確認に関する決議」が、それぞれなされたものである。仮に教材として用いることが許されるとすれば、それは、教育勅語の持つ問題性を、日本近代史の文脈の中で理解させる教材として限定して用いられるべきである。しかしながら、昨年三月の閣議決定は、一部で推進されている復古的・反動的な教育を助長させかねず、この点私たちは深い憂慮を抱かざるを得ない。

また、本年二〇一八年は、明治元年から数えて一五〇年目ということで、政府は、「「明治一五〇年」関連施策各府省庁連絡会議」や「内閣官房「明治一五〇年」関連施策推進室」などを設置し、「明治の精神に学び、日本の強みを再認識する」ために、明治以降の歩みを次世代に遺すための取組を進めようとしている。確かに、明治維新は、日本近代史における重要な転換期であった。しかしながら、薩摩・長州出身者に代表される「維新」の当事者たちを実際以上に高く評価して「明治の精神」なるものを標榜し、日本の近代を特定の立場から一方的に明るい歴史として考えていこうとする政府の方針には強い違和感があると言わざるを得ない。アジア諸国への軍事的侵略をもたらし、最終的には一九四五年の敗戦に帰着した近代日本の歴史を正当に認識するためには、この「明治一五〇年」史観とも言うべき近代日本賛美の動向は有害でしかない。私たちは、特定の歴史観による「明治」賛美に改めて反対するとともに、政府主権によって進められていく様々な取組に対しては、歴史学の立場から批判的にむきあつて行かざるを得ないであろう。

私たちは、歴史研究・歴史教育に従事するものとして、歴史学はあくまで事実に基づいた歴史認識を深めることを目的とする学問であり、歴史教育もその成果を踏まえて行われるべきであると考えている。決して、政治や行政の介入により歪められてはならないことを、あらためて強調するものである。

二〇一八年一月二七日

日本歴史学協会 会長

木村 茂 光



同会学問思想の自由・建国記念の日問題
特別委員会 委員長

服藤 早 苗

